

# 令和 8 年度三重県放課後児童支援員等資質向上研修 実施要綱

## 1. 目的

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成 26 年厚生労働省令第 63 号) 第 10 条第 1 項に規定する放課後児童支援員及び同条第 2 項に規定する補助員等に対して必要な知識及び技術の習得並びに課題や事例を共有するための研修を行うことにより、放課後児童支援員等の資質の向上を図ります。

## 2. 主催

三重県 (ただし、研修の実施は、学校法人大橋学園ユマニテク短期大学への委託により行います。)

## 3. 受講対象者

- 1) 県内の放課後児童クラブで従事している方。そのうち主な対象者は、放課後児童支援員認定資格研修または子育て支援員研修 (放課後児童コース) を修了済の方。
  - 2) 県内の放課後子ども教室に従事している方及び放課後子ども教室と連携・協力している学校の教職員など。
- (定員 : 300 名)

## 4 研修方法

本研修は、すべてインターネットを利用した e ラーニングにより実施します。受講者は、研修期間内に所定の研修科目 (全 8 科目) の動画を各自で視聴し、科目終了ごとにリフレクションシート (学んだことの振り返りを記録するシート) を作成していただきます。また、全科目履修後に研修レポート (400 字程度) を作成していただきます。

## 5 研修期間

令和 8 年 9 月 24 日 (木) から令和 9 年 1 月 20 日 (水) まで

## 6. 研修内容

- ・放課後児童健全育成事業の役割と運営主体の責務・実践、放課後子ども教室について
- ・発達障害児など配慮を必要とする子どもへの支援
- ・こどもの発達の理解
- ・児童の安全管理
- ・こどもの人権と倫理
- ・個人情報の取扱いとプライバシー保護
- ・保護者との連携と支援
- ・家庭における養育状況の理解
- ・いじめや虐待への対応

## 7. 受講の手続き

受講希望者は、研修事業者が指定する申込先へ WEB で直接申し込むこととします。

申込先 <https://forms.cloud.microsoft/r/Ld241gzMKw>



## 8. 受講決定

県は、受講者を決定し研修事業者に通知します。

受講決定は、研修事業者から受講者本人あてに開催案内及び受講票等の送付をもって行います。

## 9. 受講費用

無料（ただし、インターネット等の回線利用料については、受講者の負担となります。）

## 10. 受講者の本人確認

受講申し込み時に、本人確認書類の提出は求めませんが、受講者名簿上の氏名・生年月日・住所等に誤りや変更がないか、確認を行います。また、不正防止のため、専用システムの顔認証機能により本人確認を行います。必要に応じて、直接、本人確認を行う場合があります。

## 11. 動画視聴と受講確認等

研修は、パソコン・タブレット・スマートフォン等を使用し、インターネット回線から専用システムに接続し、動画視聴による受講となります。なお、動画視聴は、各自、研修期間内に自由な時間に行うことができます。動画視聴では通信量が非常に大きくなりますので、Wi-Fi 等での接続を推奨します。

動画視聴の際には、専用システムの各種機能により、本人確認や受講態度の確認を行います。

専用システムの利用等に関して質問がある時は、専用システム内からも質問をすることができます。

※専用システムの利用方法等については、受講決定時にマニュアルを送付します。

※動画視聴にあたっては、前述の電子機器及びインターネット回線の準備に加え、顔認証システム導入のため、Web カメラの準備も必須となります。

### <システム利用環境（動作環境）一覧>

機器	OS	ブラウザ
パソコン	Windows10、Windows11	Edge（最新版）・FireFox（最新版）・Chrome（最新版）
	MacOS High Sierra10.13 以降	Safari（最新版）
タブレット・スマートフォン	iOS 14.0 以降 iPadOS 14.0 以降	Safari（最新版）
	Android 8.0 以降	Chrome（最新版）

回線速度	下り：512kbps 以上、上り：256kbps 以上
CPU	Celeron1GHz 以上、または CoreDuo1.66GHz 以上、または左記相当以上の CPU

※メモリ容量の少ないスマートフォン等を使用した場合に、動画視聴等の負荷により視聴中に動画が停止する可能性がありますのでパソコンでのご視聴を推奨します。

※動作環境外の OS・ブラウザの場合でもシステム自体に接続することはできますが、一部の機能が利用できなかったり、レイアウトのずれ等が発生する場合がありますので推奨できません。

※ブラウザの JavaScript、Cookie、SSL の設定が有効である必要があります。

※セキュリティソフトウェアまたは、アンチウイルスソフトウェアのセキュリティ機能によっては、システムの機能が正しく利用できない場合があります。

## 12. 修了評価

受講者は、各科目受講終了後にリフレクションシートを、全科目履修後に研修レポート（400 字程度）を記入し、研修事業者を通じて県に提出します。県は受講者の資質向上を確認することとします。

## 13. 修了証書等の交付

研修を修了した方には、修了証「三重県放課後児童支援員等資質向上研修修了証（A4 サイズ）」を県知事名で本人に交付します（2 月中旬に申込時に記入いただいた住所に修了証を郵送します）。

※本修了証は、全国共通で通用するものですが、国家資格ではありません。

## 14. 名簿の作成及び管理等

県は、「修了証」を交付した者の必要事項（氏名、生年月日、現住所又は連絡先、修了年月日、修了証番号等）を記載した名簿を作成し、個人情報の保護に十分留意して、安全かつ適切な措置を講じるとともに、永年保存とします。

修了認定を受けた者は、名簿に記載された内容（氏名、現住所又は連絡先）に変更があった場合は、「放課後児童支援員等資質向上研修名簿登録情報変更届」により届け出ることとし、県は届出に基づき、名簿を更新することとします。

## 15. 修了証の再交付

修了認定を受けた者は、名簿に記載された内容（氏名、現住所又は連絡先）に変更があった場合又は修了証を紛失（又は汚損）した場合は、「放課後児童支援員等資質向上研修修了証再発行申請書」により申請することとし、県は申請に基づき、修了証を再発行します。

## 16. 研修辞退（キャンセル）

やむを得ない事情により、研修を辞退（キャンセル）する場合は、研修事業者まで連絡すること。

## 17. 個人情報の取り扱い

受講申込書に記載された個人情報については、適正な管理を行い、本事業の運営以外の目的に使用することはありません。

ただし、受講決定者又は研修修了者の所属クラブ・教室、氏名については、当該クラブ・教室を所管する市町の担当課と情報共有させていただきますので、予めご了承下さい。

## 18. その他

・研修は、受講決定者本人のみとなっております。代理受講や集団受講はできません。

※専用システムにより本人確認を行います。

・研修動画の録音・録画及び写真撮影は禁止します。

・研修事業者のホームページにも研修情報を掲載しますのでご確認願います。

※研修事業者ホームページアドレス：<https://jc-humanitec.ac.jp/itaku/>

## 19. お問い合わせ先・受講者推薦先（市町→県）

### 【研修制度・受講申込関係／受講者推薦先】

三重県 子ども・福祉部 子どもの育ち支援課 幼保サービス支援班（担当：天野）

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

Tel : 059-224-2268（月～金 8：30～17：15） / Fax : 059-224-2270

メール：youhoqa@pref.mie.lg.jp

### 【研修実施関係】

ユマニテク短期大学 研修係

〒510-0066 三重県四日市市南浜田町 4-21

Tel : 059-356-8170（月～金 9：00～17：00）

メール：info@jc-humanitec.ac.jp